

スポーツ

スポーツ課・体育協会事務局(〒194-0004)

サルビア杯フィールドアーチェリー大会

直接会場へおいで下さい。資格 市内在住、在勤、在学の16歳以上の方

会場 花の山フィールドアーチェリー場(相原町870)

当日徴収) 費用 3500円(昼食付き、問体育協会事務局

トランポリン初心者講習会

対象 小学生で3日間参加できる



日時 前期 8月5日、7日、後期 8月19日、21日(全3回)

会場 サン町田旭体育館

申し込み 電話またはFAXで

問体育協会事務局

バスケットボール 高校男子リーグ戦

対象 市内高校のクラブに所属する1・2年生のチーム

日時 8月24日(日)午前9時から

会場 総合体育館

申し込み 所定の申込用紙に必要事項を記入し、7月25日午後5時まで(必着)に体育協会事務局へ。



町田市福祉サービス協会のお知らせ

問い合わせは同協会(7228・9067)へ。

【高齢者の健康体操教室】

対象 市内在住のおおむね65歳以上で、全回参加できる方

日時 8月25日、9月1日、3日、8日、10日、17日、29日、10月8日、10日(全8回)

会場 健康福祉会館/講師 健康運動指導士・山本初美氏/定員 70人(抽選)

【契約職員募集】

資格 看護師・介護支援専門員の資格及び普通自動車運転免許を

介護保険利用料 減額・助成制度が変わりました

【訪問介護の利用者負担の減額・助成割合】

次のとおり変更となります。高齢者ホームヘルプサービス利用者に対する減額制度

【生計困難者に対する利用者負担軽減制度の基準】

次の基準全てを満たす方が対象となります。

世帯の年間収入が、1人世帯の場合140万円以下

お持ちの方/勤務日・時間 週5日、午前8時30分～午後5時15分

【知的障がい者入所施設つるかわ学園・職員募集】

対象 50歳までの方/勤務日 週3～4日/勤務内容 洗濯、掃除等

中学生の税についての作文募集

介護保険利用料減額助成制度新旧一覧表

Table with columns: 制度名, 利用者負担率 (2003年6月まで, 2003年7月以降), 対象事業所



消費生活センターから

2002年度 消費生活相談

2002年度は、国内では、食品の偽装表示や輸入野菜の残留農薬問題、未承認香料の使用問題などの事件が発生しました。

相談件数は3749件で前年度比54.4%増、17.3%の大幅な伸びとなりました。

【商品相場】 外国為替証拠金取引は、事業者を規制する法律、監督官庁もないことから、悪質勧誘や不適正取引が行われる場合が多くなっています。

相談の傾向から

【ヤミ金融・多重債務】 借金をしたが返済できない、厳しい取立てが、家族や親戚にまで来る。親が返済をしたら更に別業者から請求が来て、「返済しないと殺す」など脅される等、身の危険が迫っていると訴える相談が多くなりました。

【住宅工事の点検商法】 排水管、給水管の清掃や点検、耐震診断などの名目で来訪し、高齢者や主婦を狙い執拗な勧誘、虚偽説明で不安を募らせ強引に契約をさせるケースが目立ちます。

【自動車購入】 乗用自動車は特定商取引法・割賦販売法の指定商品となつていますが、政令でクーリング・オフについては適用除外商品になつており適用されません。

察にも相談して下さい。【相談内容】 サラ金から借金している息子宛にヤミ金融業者から勧誘の電話が入り、断つたら「殺す」と脅迫され恐ろしい。(50代女性) 【身に覚えのない不当請求】 携帯電話・郵便・電報により、過去に利用した有料情報番組や無料と思いついた出会い系サイトの利用料あるいは全く身に覚えのないアダルト情報利用料金の不当請求が債権回収業者からきたという相談が急増しました。身に覚えがないのであれば一切支払う必要はありません。自分から連絡を取るのは個人情報を出し出される恐れがあり絶対にして下さい。送られてきた手紙等はトラブルが起こつた際に証拠となるので保管する。最寄りの警察にも相談して下さい。電報は、読んだ後でも受け取り拒否できます。【相談内容】 子ども宛に覚えのない出会い系サイトの未納料金(3万4560円)を支払うよう手紙が届いた、7日以内に振り込まないと自宅まで取りにくると言うが。(50代女性)

Table: 2002年度消費生活相談上位10位. Columns: 順位, 内容, 件数, 前年同期

消費生活相談 722-0001. 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時. 消費生活センター(市民フォーラム内)

【商品相場】 外国為替証拠金取引は、事業者を規制する法律、監督官庁もないことから、悪質勧誘や不適正取引が行われる場合が多くなっています。外貨貯金とはまったく異なるので注意が必要です。【住宅工事の点検商法】 排水管、給水管の清掃や点検、耐震診断などの名目で来訪し、高齢者や主婦を狙い執拗な勧誘、虚偽説明で不安を募らせ強引に契約をさせるケースが目立ちます。住宅リフォーム工事の契約をする場合は、複数の業者から見積もりを取り、慎重に検討することが大切です。また代金は工事が終了してから支払い、でき上がりに納得いかない場合はすぐに支払わないなどの注意も必要です。【相談内容】 訪問販売で契約した場合、契約日から8日間は、無条件で解約できます(クーリング・オフ)。【相談内容】 夫の留守中、無料耐震診断をすると言いつつ、妻が断つたのに訪問し、デジカメで撮影しながら、早急に補修が必要と言いつつ、今にも家が倒れるような勧誘で、夜遅くまで粘られ契約。翌日から工事にかかり外壁の柱にボルト止め等の工事をした。【相談内容】 量の日焼け等の自然損耗、次に人に貸すための化粧直しの修繕は貸主の負担とされています。国土交通省の「原状回復をめぐるガイドライン」を参考に交渉して下さい。